

土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等

根拠法令：土地改良法，移譲対象：全市町村

1 移譲事務の概要及び移譲状況

(1) 移譲事務の内容

土地改良区の設立、合併、解散に関する事務及び改良区の運営に係る検査の実施等

- 土地改良区の設立、合併、解散の認可及び公告
- 土地改良区の役員就退任等の公告
- 土地改良区の定款の変更の認可及び公告
- 土地改良区からの報告の徴収、検査等

(2) 移譲のメリット

- 土地改良区にとって身近な市町村で手続きが可能となることで、移動負担の軽減や手続きの期間短縮など利便性の向上につながる。
- 土地改良区は地域社会に根ざした組織であることから、その設立や運営等に関しては、地域の実情に精通している市町村で事務処理を行うことで、実態に即したきめ細やかな対応を取ることが可能となる。

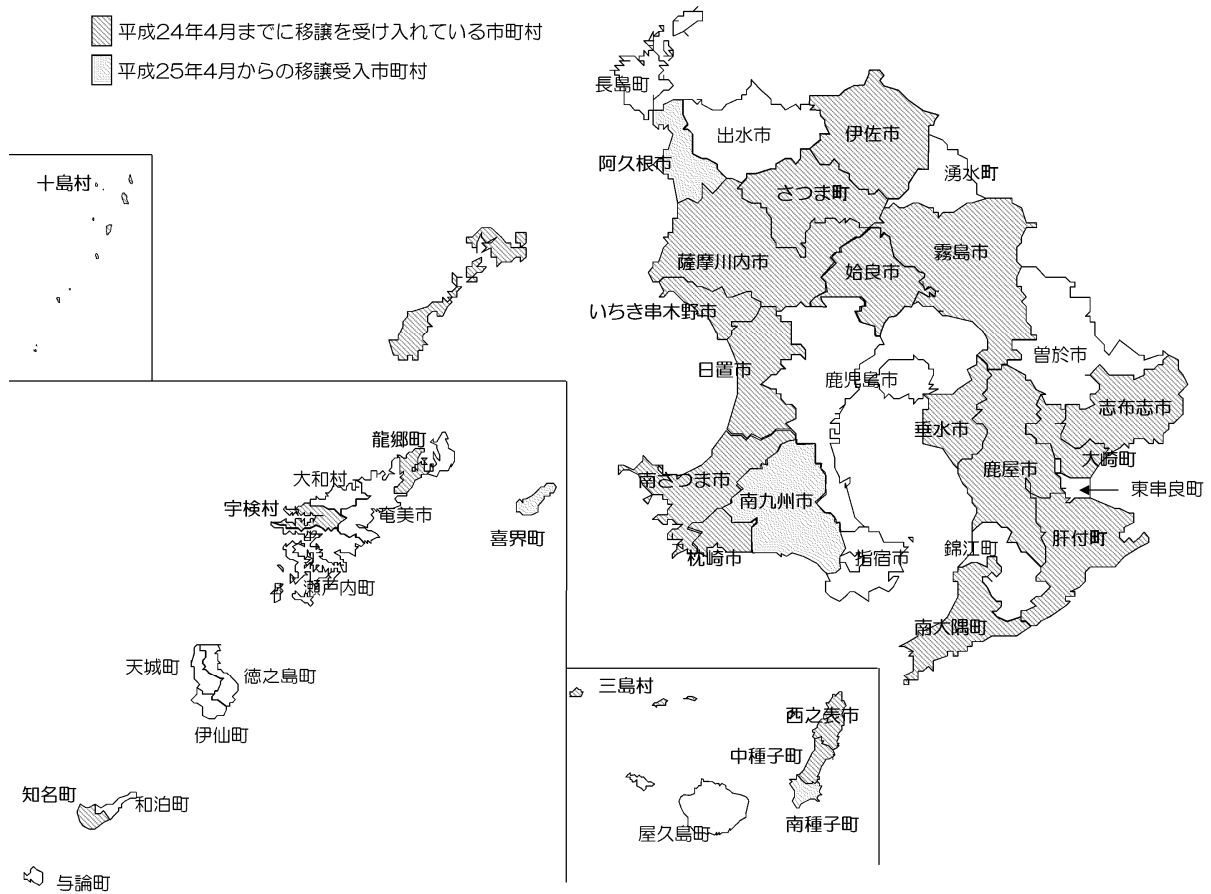
(3) 移譲事務に関する県の支援策

- ① 財源措置
権限移譲準備金及び交付金等により事務処理に必要な経費等を措置
- ② 事務処理体制の整備
 - ・ 事務処理マニュアル（土地改良区等検査実施要領）の提供
 - ・ 移譲後の定期的な研修会開催等による担当職員の知識・技能習得の支援
 - ・ 移譲後における随時の情報提供及び相談対応

(4) 平成25年4月時点での移譲状況

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※
全市町村	43	26	60.5%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H18年4月	薩摩川内市, 知名町		
H19年4月	鹿屋市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 肝付町		
H20年4月	西之表市, 伊佐市		
H21年4月	始良市		
H22年4月	日置市, 三島村, 南大隅町, 宇検村		
H23年4月	枕崎市, 志布志市, 十島村, さつま町		
H24年4月	垂水市, 大崎町, 中種子町, 龍郷町		
H25年4月	阿久根市, 南九州市, 南種子町, 喜界町		

※ 「移譲率」 = 「移譲受入市町村数」 ÷ 「移譲対象市町村数」



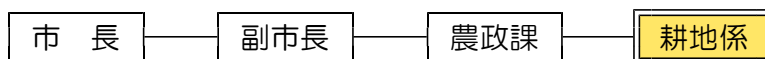
2 移譲市町村の取組状況等

◎伊佐市（平成20年4月から移譲）の事例

(1) 移譲後の事務処理体制

4名

《内訳》農政課：4名（課長，係長，担当2名）



(2) 移譲受入れを決定した経緯

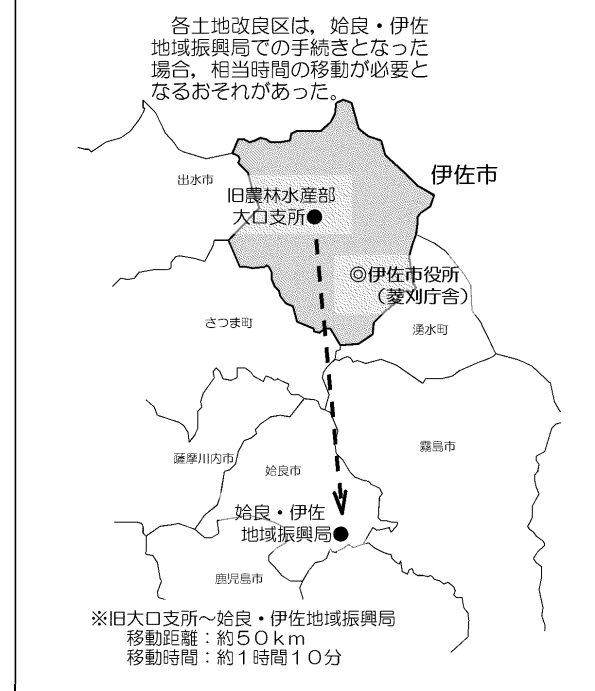
伊佐市では，市内農家の大部分が土地改良区に加入しており，土地改良区は，市の基幹産業である農業の振興を図っていく上で，市と農家をつなぐパイプ役として無くてはならない存在となっている。

また，市においては，このような地域の農業生産の基盤を支えている土地改良区の役割を重視し，各種農業施策に取り組んでいる。

権限移譲検討時には，県の組織再編で始良・伊佐地域振興局の旧農林水産部大口支所が本庁舎（始良市）に集約され，土地改良区に関する窓口が市内から無くなるのが予定されていたため，各団体の利便性の確保についてどのように支援していくかが課題となっていた。

このため，伊佐市では，権限移譲により市が窓口となって事務処理を行うことが，このような課題の解決につながると判断し，県との協議を行い，平成20年4月から権限を受け入れている。

【図表①】権限移譲前の状況



(3) 移譲事務の処理状況

平成23年度は，役員変更届出の処理が5件あったほか，検査を4件実施しており，定款変更認可等はなかった。

伊佐市管内では、9つの土地改良区が活動しているが、定款変更や役員改選の報告等の随時の手続きについては、各土地改良区がそれぞれの運営に意識が高く、制度や手続きに精通していることもあり、市と土地改良区の連携のもと円滑な事務処理が行われている。

また、3年に1度の土地改良区検査については、毎年3カ所程度を実施しているが、事前審査から検査、終了後の整理等も含めて一定の業務量が発生することから、担当者間の連携等による適正な対応が図られるよう取り組んでいる。

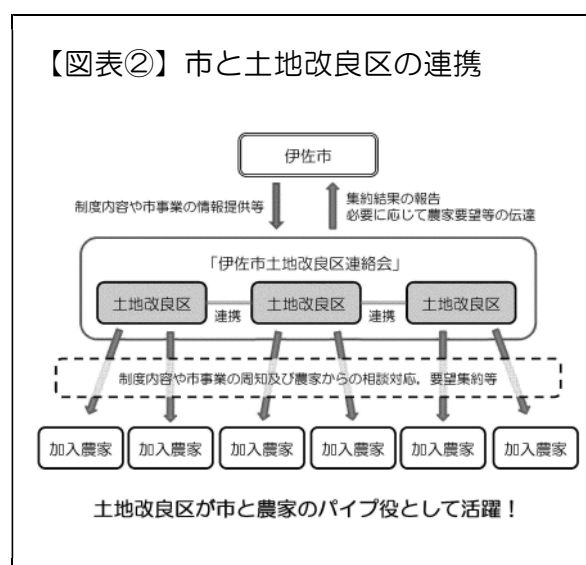
(4) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

権限移譲の受入によって、職員の土地改良制度に対する理解が一層深まったほか、検査等をとおしてそれぞれの土地改良区の取組や運営の状況などを正確に把握できるようになり、各団体の実情を踏まえた効果的な指導・助言等につながっている。

また、各土地改良区からの相談などへのきめ細やかな対応により、市と土地改良区の信頼向上が図られ、現在では、土地改良区が市の事業等についての農家への周知・取りまとめを行ったり、農家への相談に対応し要望等を必要に応じて市に伝達するなど、様々な場面で、市と土地改良区の密接な連携による取組が行われている。

土地改良区にとっても、身近な市役所が窓口となっていることで、相談や手続きの際の移動負担等がなく、気軽に相談しやすくなっているなど利便性の向上につながっている。

このように、伊佐市では土地改良区の権限移譲によって、地域の実情に応じた行政サービスの充実や管内土地改良区の利便性向上が図られた。



(5) 移譲事務の処理に関する留意点等

伊佐市では、各土地改良区の運営が適正かつ円滑に行われるよう、管内土地改良区で独自に行っている連絡会、協議会等の際に積極的に情報交換、制度説明、市の支援の周知などを行っているほか、検査等の機会を捉えて各団体の現状を正確に把握し、随時、必要な指導・助言等を行うなど、各団体の実態に即した取組が行われるよう配慮している。

また、各土地改良区のニーズにあわせた対応にも努めており、各種事務手続き等について内容に応じた簡素化を図るとともに、迅速な処理を行うなど、土地改良区の負担の軽減にも

取り組んでいる。

市では、今後も引き続き、担当職員の資質向上を図りながら、土地改良区に関する事務の円滑な処理に取り組むこととしている。

(6) 移譲を受けて住民や事業者から寄せられた意見

伊佐市には、権限移譲について、土地改良区の方から「市が手続きの処理を速くやってくれて助かっている。」、「気軽に相談ができる。」といった意見が寄せられている。